

2020年4月1日

競争法コンプライアンス指針

一般社団法人 セーフティグローバル推進機構
会長 向殿 政男

一般社団法人 セーフティグローバル推進機構（以下：当法人）における諸活動およびそれを行う者は、次の行為をしません。

【禁止事項】

1. **価格制限行為**
(商品又は役務の価格等の決定、再販売価格の制限)
2. **数量制限行為**
(商品又は役務の数量の制限)
3. **顧客、販路等の制限行為**
(取引先の制限、市場の分割、受注の配分、受注予定者の決定等)
4. **設備又は技術の制限行為**
(設備の新增設等の制限、技術の開発又は利用の制限)
5. **参入制限行為等**
(新たに事業者が参入することを著しく困難とさせ、
又は既存の事業者を排除すること)
6. **不公正な取引方法**
(共同の取引拒絶、取引条件等の差別扱い、排他条件付取引、再販売価格の拘束、
拘束条件付取引、優越的地位の濫用、競争者に対する取引妨害等)
7. **その他、競争法に抵触するおそれのある行為**

なお、当法人が開催する各種委員会等の運営については、この指針と2020年4月1日に制定された「一般社団法人 セーフティグローバル推進機構事業活動における独占禁止法に関する規定」と照らし合わせ、特段の配慮を講じます。

以 上